

令和8（2026）年度

学校ハンドブック



吹田市立高野台中学校

吹田市高野台4丁目5番1号

TEL 06-6871-0569

FAX 06-6871-0568

ようこそ、高野台中学校へ

校 長 平 田 順 一

本校では、①互いに認め合うあたたかい心を培う ②たくましく生きる健やかな体をつくる③主体的に学習する力を育てる の三つの教育目標を掲げ、よりよい社会を築き、正しく生きようとする生徒の育成をめざしています。また、生徒が規律ある中学校生活を送りながら、楽しく生き生きと過ごせるように、教職員一同、力を合わせて日々の教育活動に取り組んでいるところです。

この学校ハンドブックに本校の概要を示しておりますが、わからないことや疑問などがありましたら、いつでもお気軽にご相談ください。保護者のみなさまと教職員が共に力を合わせて、お子様の健やかな成長を見守ってまいりたいと思いますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

目 次

	頁
1. 吹田市の教育 1
2. 人権教育の推進について 1
3. 学 校 紹 介 2
4. 本校の教育について 4
5. いじめ防止基本方針 7
6. 部活動に係る活動方針 11
7. 学 校 生 活 12
8. 学 校 徴 収 金 20
9. 入学後の転出入の手続き 21
10. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度 22
11. 台風接近時・地震発生時の対応 23
12. 学校からのお願い 24
13. 困ったことがあれば 25
14. 教室配置図 25
15. 就学援助費制度について 26
16. F A Q 27

1. 吹田市の教育

本市においては、「吹田市教育ビジョン」を柱に据え、「今 吹田から 未来の力を 生命かがやき ともにつながり 未来を拓く吹田の教育」を教育理念としています。その具現化に向け、小中一貫教育を通して、学習活動や学校・園運営、地域連携等の改革に取り組み、「地域に根ざした質の高い公教育の創造」に努め、次世代を担う子供たちに、困難に打ち克ってくじけない「学びに向かう力、人間性等」「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の調和の取れた「総合的人間力」をつけることをめざしています。

吹田市教育ビジョン

教育理念

「今 吹田から 未来の力を 生命かがやき ともにつながり 未来を拓く吹田の教育」

基本目標1

総合的人間力の形成

～夢と志を持ち、可能性に挑戦する力を育む教育～

基本目標2

社会全体の教育力の向上

～地域と協働しともに歩む教育～

基本目標3

豊かな教育環境の創造

～豊かな学びを支援する教育環境～

2. 人権教育の推進について

教育委員会では、「人権教育を推進するための指針」を定め、その中で一人ひとりの自尊感情を育み、多様な個性・価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育の推進を掲げています。そして、自分や人を大切にする生き方を感覚として身につけていくために、学習によって次のような技能(スキル)を高めていくことを目標にしています。

スキルアップ 誰もが身につけたい人権感覚

こんなことができるようになりたいね!

- ・まずは、自分を好きになることから
- ・相手の立場に立って考えること
- ・自分の思いを相手にきちんと伝えること
- ・解決するまでねばり強く取り組むこと
- ・自分で決断し責任を持つこと
- ・ものごとを公平にみること
- ・ちがいを認め合い良い関係をつくること

3. 学校紹介

本校は、昭和38年4月1日に市内7番目の中学校として開校し、令和8年度は64年目に当たります。

◆沿革史

昭和 37年(1962年)	10月		大阪府企業局により校舎建築第一期工事に着工 昭和38年3月竣工
昭和 38年(1963年)	4月	1日	佐竹台、高野台、津雲台、D地区、E地区の学校として市内 7番目の開校
〃	4月	6日	校章制定
〃	4月	8日	第1回入学式
〃	4月	9日	始業式 各学年1学級 計3学級に編成
〃	9月	1日	1・2年各2学級、3年1学級 計5学級に編成 同日校旗を制定
〃	10月	30日	PTAを結成
昭和 39年(1964年)	3月	3日	開校式を挙げる
昭和 40年(1965年)	2月	22日	校歌制定
	4月	6日	第2期工事完成
昭和 42年(1967年)	4月	1日	英語科LL装置設置
昭和 43年(1968年)	5月	27日	第3期工事完成(C棟)
昭和 44年(1969年)	2月		体育館竣工
昭和 47年(1972年)	4月		津雲台小学校区分離 (新入生より)
昭和 48年(1973年)	8月	31日	体育館暗幕完成
昭和 49年(1974年)	6月		第4期工事完成(D棟)
昭和 56年(1981年)	7月		プール竣工
昭和 59年(1984年)	3月		校旗作成、職員室改修
〃	8月		運動場改修、3教室改修、女子職員トイレ移転改修
昭和 60年(1985年)	9月		旧校舎 (普通教室9、特別教室6)大改修
平成 2年(1990年)	9月		コンピュータ室、図書室移転改修
平成 4年(1992年)	11月		創立30周年記念式典
平成 7年(1995年)	3月		身障者用トイレ改修
平成 13年(2001年)	3月	31日	相談室整備
平成 14年(2002年)	3月		廊下・ベランダ手摺りパネル全面取替改修 職員室前廊下窓サッシ全面取替改修
平成 17年(2005年)	4月	1日	津雲台1丁目 高野台中学校区に変更
平成 18年(2006年)	8月		電気室吹き付けアスベスト除去工事
平成 19年(2007年)	3月		グラウンド体育倉庫改修工事
平成 22年(2010年)	3月		バックネット改修工事
〃	2月		体育館耐震化工事
平成 23年(2011年)	5月		運動場防球ネット設置工事
〃	10月		校舎外壁工事
〃	7,8月		耐震工事
平成 24年(2012年)	12月	8日	創立50周年記念式典
平成 25年(2013年)	7,8月		普通教室に空調設備設置
平成 26年(2014年)	7,8月		耐震工事・調理室改装工事
平成 27年(2015年)	7,8月		耐震工事
平成 28年(2016年)	2,3月		プール改修工事
〃	6月		体育館大規模改修工事(～11月)
平成 29年(2017年)	7月		来客・職員用トイレ改修工事(～9月)
平成 30年(2018年)	7月		生徒用トイレ改修工事(～11月)
令和 元年(2019年)	7月		校舎大規模改造工事第I期(～11月)
令和 2年(2020年)	7月		校舎大規模改造工事第II期(～11月)
令和 3年(2021年)	7,8月		特別教室に空調設備設置
令和 4年(2022年)	6月		創立60周年

◆学級数および生徒数(令和7年12月1日現在)

1 年	154名	4学級
2 年	141名	4学級
3 年	153名	4学級
支援学級	(40名)	6学級
言十	449名	18学級

◆教職員数 36名(令和7年度)

この他に、英語科にネイティブスピーカーの指導助手(ALT)が配置され、英語の授業を始め総合的な学習等の授業のサポートをします。また、読書活動支援員も配置され、図書室の整理や本の貸出業務、図書だよりの発行など学校図書館の整備をしています。

◆校区

佐竹台、佐井寺4丁目、高野台、津雲台1丁目

◆校歌

<p>三、 日に月に 玉のひかりを みがきつつ 励むあけくれ 思い出を 悔いなくつづる 若きわが胸に 幸あれ ああ 洋々の ゆくてを称う わが 高野台中学校</p>	<p>二、 見はるかす 青き山なみ 風光り 空はひらけて 新しき いぶきの町に あすをよぶ 胸に夢あり ああ 友愛の 花さき匂う わが 高野台中学校</p>	<p>一、 天かける 鷹のごとくに きおいたつ 若きいのちよ このしるし 朝に夕に 仰ぎ見る 胸に意気あり ああ 高遠の のぞみに集う わが 高野台中学校</p>	<p>校 歌 作詞 若林辰郎 作曲 宗林由見子</p>
--	--	---	-------------------------------------

4. 本校の教育について

[1] 学校教育目標

憲法・教育基本法の精神に基づいて、次の3つの目標を定め、よりよい社会を築き、正しく生きようとする生徒の育成をめざす。

- ① 互いに認め合うあたたかい心を培う。
- ② たくましく生きる健やかな体をつくる。
- ③ 主体的に学習する力を育てる。

めざす学校像

豊かな心と自ら学ぶ力を育てる学校

めざす生徒像

共に助け合い、よりよく生きる生徒

[2] 努力目標

- ① 友達の思いを受け止め、互いに高め合う人間関係を育てる。
- ② 自治活動などを通じ、自ら考え、創り、行動できる生徒を育てる。
- ③ 基礎・基本を大切に、学力の向上をめざす。

[3] 生徒指導目標

- ① 基本的生活習慣の確立をめざす。
- ② 生徒会活動を通じて、生徒の自治能力を高める。
- ③ いじめ・不登校に対する取り組みの充実を図る。
- ④ 地域・関係諸機関との連携を図る。

[4] 年間授業時数

総授業時間数を35週で割ったものが週当たりの授業時間数です。
35で割り切れない教科については、学期毎に時間数の調整をしています。

学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	総合	道徳	特活	総授業時間数
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	50	35	35	1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	70	35	35	1015
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	70	35	35	1015

[5] 総合的な学習の時間

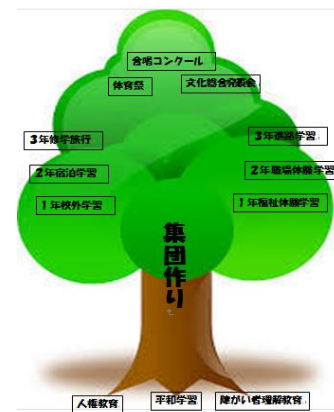
生徒に、学び方やものの考え方、主体的・創造的に問題を解決する能力や態度、自己の生き方を考える力などを育てることを目的として取り組んでいます。また、本校で大切にしている班活動で、話し合い活動や協働学習を行い、質の高い集団を目指します。

☆「総合的な学習」のテーマ

「生きる力」の育成

☆「総合的な学習」の目標

「集団作り」



☆ 各学年の「総合的な学習」の内容(令和7年度のおもな内容例)

学年	テーマ	おもな活動内容
1年	協働体験	校外学習を中心とした協働体験学習。
	音楽的創造活動	合唱コンクールに向けてクラスの仲間づくりを中心に活動し発表を通じて表現力を養う。
	文化総合発表会 体育祭	文化総合発表会に向けて研究、発表に取り組む。 競技を通して互いに協力し合う態度を養う。
	伝統文化を知る	百人一首の学習と競技会。
	人権学習	人権講演会の実施。
2年	協働体験	校外学習を中心とした協働体験学習。
	音楽的創造活動	合唱コンクールに向けてクラスの仲間づくりを中心に活動し発表を通じて表現力を養う。
	文化総合発表会 体育祭	文化総合発表会に向けて研究、発表に取り組む。 競技を通して互いに協力し合う態度を養う。
	キャリア学習・人権学習	職場についての学習に向けて、働くことの意義を学び、将来の自分について考える意欲を持たせる。 人権講演会の実施。
	伝統文化を知る	百人一首の学習と競技会。
3年	平和・自然体験	修学旅行に向けての準備・活動。
	文化総合発表会 体育祭	文化総合発表会に向けて研究、発表に取り組む。 競技を通して互いに協力し合う態度を養う。
	進路学習	自分の将来の進路や生き方を考え、進路を選択する力を養う。

[6] 少人数授業

3年生の数学と英語の授業で2名の教員が1つの学級を分割しての少人数授業や、1つの学級に2名の教員が入ってのチームティーチングで授業を行い、きめ細かな指導に取り組む予定をしています。

[7] 支援学級と特別支援教育

☆本校には、普通学級のほかに支援学級〔青空学級〕があります。

この学級は、普通学級では十分に力を伸ばすことができない生徒や、特別に支援を必要とする生徒に、一人ひとりの障がいの状況や学習の状況に合わせた学習を行う学級です。

☆支援学級の生徒と、普通学級の生徒が共に学校生活を送ることにより、お互いの理解を深めあうことを目標として日々の学習活動を行っています。障がい者に対する偏見のない社会を作ることは、私たちの責務でもあります。

☆本校の指導の重点目標の一つに支援教育を掲げ、努力しています。

生徒は、共に行動する中でお互いに理解を深め、いろいろなことを心に温めながら成長しています。保護者の皆さんにも、温かいご理解をお願いします。

☆特別支援教育は、発達に課題があると思われる生徒について、個々の生徒の状況把握と個別指導に関して、保護者と連携しながら校内特別支援コーディネータを中心に特別支援担当や担任、教科担当者を中心に学校全体で取組みを進めています。

何かご相談がありましたら、学校に連絡してください。

[8] 相談室

☆子どもを取り巻く環境が著しく変化し、心身の健全な成長を阻害する要因が増えています。また、学校教育を取り巻くさまざまな問題に対応するとき、保護者や教職員だけではなく、専門的な知識や技能を持つ人たちの協力を必要とする場合もあります。

☆本校には、臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラー（SC）が派遣されており、子育てや子どものことで困っておられること、悩んでおられることがあれば、SCによる教育相談を受けることができます。

まずは、学校に連絡してください。（担当：教頭、養護教諭）

☆SC（スクールカウンセラー）

概ね週1回、さまざまな子どもや保護者から相談を受けています。

《対 象》 生徒、保護者、教職員

《来校日》 毎週木曜日（長期休業中や祝日を除く。）

※学校行事などで、派遣されない日があります。

《場 所》 本校1階相談室

5. いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

(目的)

第1 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

(いじめの防止)

第2 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

1 生徒一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

- (1) 日常的に生徒の行動の様子を把握する。
- (2) 欠席日数や部活動の参加状況等を注視し、情報を共有する。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」の機能性を高める。
(管理職・首席・生徒指導主事・各学年担当者・養護教諭・SC・SSWにより構成)
- (4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。(別紙1)(P9)
- (5) 専門的な研修を受けたいじめ予防リーダーが定期的に研修を行う。
- (6) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。

2 いじめについての共通理解を図り、生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、生徒自らがいじめについて学ぶ取組を進める。

- (1) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実する。
- (2) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
- (3) 言語活動を充実させ、生徒のコミュニケーション能力を向上する。
- (4) 生徒会活動を活性化し、生徒自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。
- (5) ともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
- (6) インターネット等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

(早期発見)

第3 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

1 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、積極的にいじめを認知するためのアンテナを高く保ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。

- (1) 日常の生徒相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
- (2) 学校生活アンケートを学期に1回実施する。(保存期間は3年とする)

(3) 教育相談日を毎週木曜日（長期休業を除く）とし、生徒・保護者に広く周知する。また、吹田市立教育センターの相談窓口、大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。

（いじめに対する措置）

第4 いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

1 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学年所属教職員または、生徒指導部で対応するとともに、「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。また、被害生徒を守り、加害生徒の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害生徒および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。

(2) 事態の軽重に関わらず、その日のうちに保護者へ事実関係を伝える。

(3) 被害生徒に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じて加害生徒を別室指導や出席停止とする。

(4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。

(5) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えるよう指導する。

(6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。生徒に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。（別紙2）（P10）

2 重大事態が発生した場合は、調査チームが初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。

(1) いじめにより被害生徒に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、調査チームによる調査を行い、事態の早期解決に取り組む。

(2) 調査チームは、被害・加害生徒からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査（保存期間は5年とする）の実施等を速やかにを行い、その調査結果を被害生徒およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。

(3) 必要に応じて、被害生徒およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

3 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たすときである。

(1) いじめに係る行為が止んでいる状態が3ヶ月ほど継続していること

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが本人及び保護者との面談による確認がとれること

（その他）

第5 この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、生徒の実態に応じて計画を見直す。

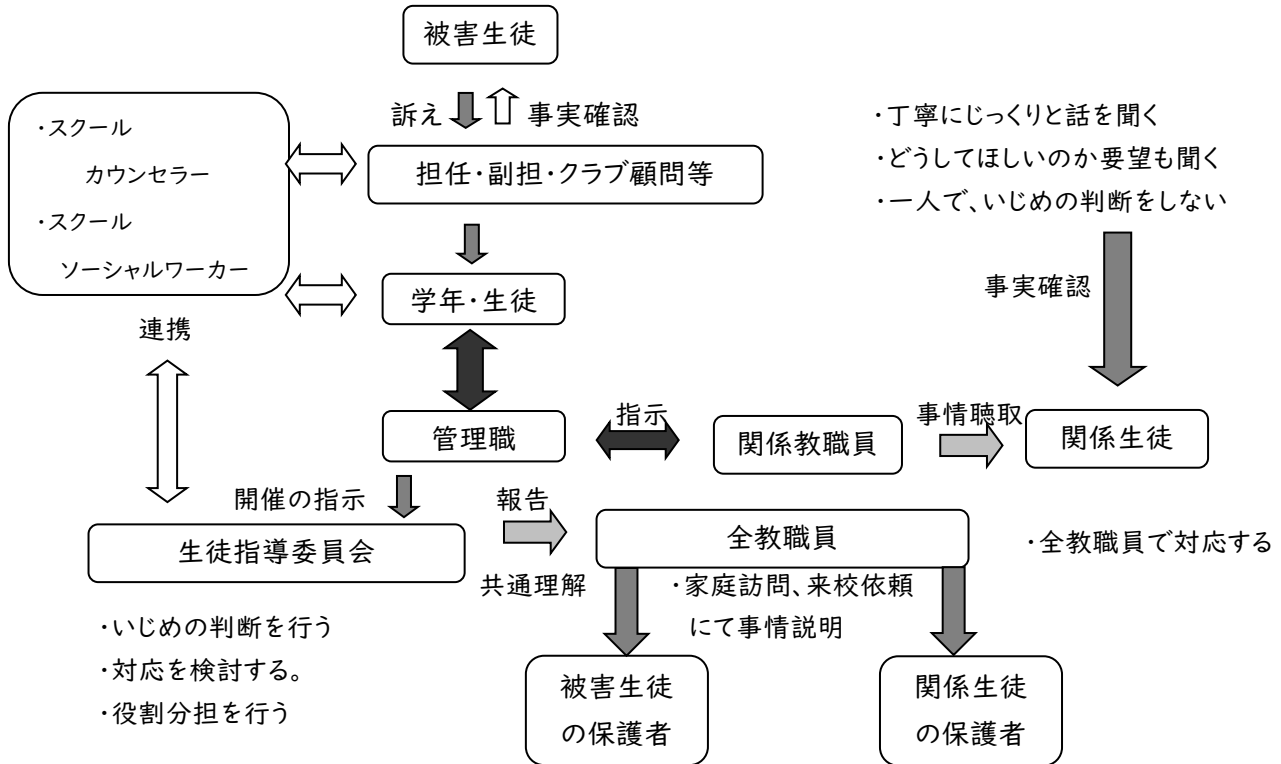
(別紙1)

いじめ防止等に関する年間計画				
	学校	生徒	保護者	学校・地域行事
4月	校内研修 学年・クラス開き			
5月	修学旅行			授業参観
6月		生活アンケート		
7月		三者懇談		1・2年 合唱コンクール 学校評議員会
8月	校内研修 校区小中学校合同 研修会			
9月				文化総合発表会
10月				体育祭
11月	校外学習	生活アンケート		
12月		学校教育自己診断 三者懇談		授業参観 学校評議員会
1月				中学生の主張大会
2月		生活アンケート		
3月	検証・総括			卒業式 学校評議員会

いじめ防止対策委員会(定例)

(別紙2)

【組織的な対応の流れ】



【留意事項】 *大阪府教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成24年12月参照)
「いじめ対応プログラムⅠ」(平成19年6月参照)

○いじめを訴えてきた生徒への対応

- ・子どもの心身の状態等に配慮し、子どもの立場に立って思いを十分に聞き取る。
- ・いつ、どこで、誰に、何をされたか、事実を整理しつつ丁寧に聞き取る。
- ・聞き取りをする場所も含め、話しやすい雰囲気づくりに配慮する。
- ・結論を誘導したりせず、本人の言葉が出るまでじっくり待ち、本人の要望を十分に聞く。
- ・担任一人で、いじめかどうか判断をしない。

○いじめたと訴えられた関係生徒への対応

- ・いじめたと決め付けて話を聞くことがないように気をつける。
- ・事実関係の正確な把握や、学校から関係者への説明を適切に行うために、記録を取る。
- ・それぞれの生徒から、個別に話を聞き、事実関係のつきあわせを行ないながら全体像をつかむ。
- ・目撃した生徒がいた場合、その生徒からも状況を聞く。
- ・携帯電話等情報機器を使用したいじめの場合、その情報がどういう経路でどの程度広がっているのかを確認する。

○生徒指導委員会

- ・事実関係から、いじめの事態について判断する。
- ・いじめの事実のあるなしに関わらず、訴えた生徒を支援する対応策を考える。
- ・できる限り具体的な支援策や対応策を立て、担任一人に任せることなく、全教職員で対応できるよう詳細な役割分担を行う。(誰が、いつ、どこで、何をするのか)
- ・保護者への説明方法、説明内容等も具体的に検討する。(複数対応、電話では済ませない。)
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・弁護士等との連携や緊急・重篤な事案に対しては、「警察等関係諸機関との連携」、「保護者・地域の状況説明」、「報道機関等への情報提供」など相談・協議する。

6、部活動に係る活動方針

部活動に係る活動方針

令和7年4月1日

本方針は、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」に則り、「大阪府運動部活動の在り方に関する方針（平成30年9月）」を参考に策定した「吹田市課外クラブ・部活動の在り方に関する方針（平成30年12月）」に則り策定する。

1. 部活動の目的

学校教育の一環として行われる部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

(1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。(様式はこれまでに使用していたものを活用してもよい。)

(2) 顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにすることが望ましい。

3. 休養日及び活動時間の設定について

(1) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

(2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

(3) 学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

(4) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。以下同じ。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(5) 準備や片づけの時間は活動時間に含まない。

(6) 朝練も活動時間に含むが、朝練を行う場合は、放課後の活動時間を短くするなど、生徒の負担とならないよう工夫する。

4. 指導について

(1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。

また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たること。

(2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

(1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。

(2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。

(3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。

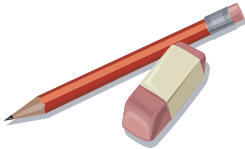
(4) 試合や発表会等による移動方法は、徒歩・公共交通機関を基本とする。なお、自転車を利用する場合は、校長のへの届け出を必要とする。


7. 学校生活

[1] 日課表

予鈴	8:25	昼休み	12:40~13:25
SHR	8:30~8:40	予鈴	13:25
1限目	8:50~9:40	5限目	13:30~14:20
2限目	9:50~10:40	6限目	14:30~15:20
3限目	10:50~11:40	終礼・清掃	15:20~
4限目	11:50~12:40	部活動	~18:30

[2] 一日の生活

時程	ルールの内容	備考
登校時	<p>① 8:25より前に正門を通過し、<u>8:25には教室に入りましょう。</u></p> <p>② <u>8:30にショートホームルーム(SHR)で出席確認</u>をしますので、自分の席に着きましょう。登校していても、入室していなければ、遅刻になります。 (SHR終了後に登校した場合、担任に伝えます。)</p> <p>③ 8:50以降に登校した場合、職員室で「<u>遅刻カード</u>」を受け取り、教科担当の先生に渡します。</p> <p>④ 上靴の貸し出しが必要な時は、SHRまでに職員室で借りましょう。</p> <p>⑤ 学習に関係ないものは持ってこないようにしましょう。 (マンガ、雑誌、トランプ、ゲーム、ミュージックプレイヤー、お菓子、携帯電話など)</p>	<p>※欠席、遅刻の連絡は、<u>8:20までに、保護者がさくら連絡網</u>に入力してください。</p> <p>※<u>8:20以降は電話連絡</u>となります。</p> <p>※通学は、原則として徒歩です。徒歩で通学できない理由がある場合は、担任に相談してください。</p> <p>※ unnecessary 金銭を持たせないでください。</p> <p>※ボールは学校で用意します。個人で持ってこないこと。</p> <p>※マンガ、携帯電話、ゲーム等は、担任から保護者に返却します。</p>
朝学習	<p>日直(または朝学習の係)は準備をします。終了のチャイムまでは、教室から出ずに静かに取り組みましょう。</p>	

授 業	<p>① チャイムが鳴るまでに、授業の準備をし、着席をしましょう。(移動教室の場合はチャイムまでに移動をすませます。)</p> <p>② 授業の始まりと終わりは、号令係(学級委員、日直)の合図で「起立、礼」をしっかりやりましょう</p> <p>③ 学習に必要なものをきちんと用意しましょう。</p> <p>④ 授業中は、勝手な行動をしないようにしましょう。 私語、立ち歩きなどは授業妨害です。</p>	
休 憩 時 間	<p>① 休憩時間は10分間です。この時間は、授業の準備をするためのものです。</p> <p>② ガラスは少しの衝撃で割れることがあります。ガラスに触れないように気を付けましょう。(手で押ししたり、もたれたり、少しさわっただけでも、割れたことがあります。) もし、割ってしまったら、すぐに先生に言いに行きましょう。けが人が出たら、近くにいる人が速やかに先生を呼びに行ってください。</p> <p>① 昼休みは、45分間です。給食、弁当を各自で用意します。</p> <p>② 教室の自分の座席で食べます。</p> <p>③ 昼食後はグラウンド、中庭などで体を動かさせます。外靴に履きかえること。ボールは職員室前にあります。職員室にある、ボール貸出簿を記入し、予鈴が鳴るまでに返却すること。</p> <p>④ 図書室の開館日には、図書室で過ごすこともできます。</p> <p>⑤ 原則として他クラスへの入室は禁止です。</p>	<p>※廊下や教室を走り回るのは、危険ですので、絶対やめてください。</p> <p>※授業の間の水分補給用に水筒を持参しましょう。(お茶、水)ペットボトルは持ち帰りましょう。びん、缶は持ってこないでください。</p>
終 礼 ・ 掃 除	<p>① 各クラスのルールによって、終礼の準備をします。(連絡事項ホワイトボードや集配ボックスの確認など)仕事のない生徒は、着席して待ちます。</p> <p>② 各クラスのルールによって、掃除をします。</p>	
放 課 後	<p>① 部活動のある生徒は、顧問の指示に従うこと。</p> <p>② 部活動のない生徒はすみやかに帰宅しましょう。</p>	<p>※帰宅後に再登校する場合も、<u>制服</u>とします。</p>

[3] 生徒指導部より

中学校生活では、学業に励むことと同時に、社会に出ても恥ずかしくない様々なマナーや道徳的価値、ルールに沿った行動力を身に付ける期間であると我々は考えています。また、進学先や社会に出たときに、子どもたちが不利益を被ることのないように、この期間にしっかりとマナーや道徳的価値を身に付けさせたいと考えております。また、身に付けることで、子どもたちの学校生活の安心と安全が保障され、よりよい教育に繋がることと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

学校生活におけるルールについて、2点記載しておきます。

1. 頭髪について

学校で制定している生徒規則に以下の文章が記載されてあります。

「学校生活になじまない染色や脱色、パーマ、デザインカットをしない」

- ・ 髪の色は、新たに手を加えることは原則認めていません。
- ・ 入学時に、こちらで気になった生徒の保護者へ連絡することもあります。
- ・ 華美な髪留め(派手なもの、大きなもの)は認めていません。

2. 携帯電話について

令和2年度より、吹田市立学校における 携帯電話の取扱いに関するガイドライン

が策定されました。詳細は吹田市のHPに記載されていますので、ご覧ください。

ガイドラインを受けて、高野台中学校では、このガイドラインに従い、以下の手順に沿って申請をすることで、防災・防犯を目的とした携帯電話の持ち込みを認めることとします。

- ① 同意確認書を担任に申請し、記入する。
 - ② 保護者、生徒、担任及び生徒指導主事と四者面談を行います。
- ※ 申請がない場合は、携帯電話は学校に不必要なものとして、扱います。
- ※ 申請した場合でも、携帯電話の使用は認められません。

[4]年間行事予定(令和6年度実績)

*実施時期等が変更になる場合があります。また、行事等が追加される場合もあります。

実施の有無や時期につきましては現時点で調整中のため、決まり次第連絡させていただきます。

	儀式的行事・教務 PTA関係	生徒会 文化的体育的行事	保健関係
4月	入学式、始業式、離任式 PTA委員選出、 学級懇談会 全国学力・学習状況調査(3年)	始業集会、対面式、 オリエンテーション(1年) 前期生徒会委員選出 部活動仮入部及び登録	身体測定、内科検診 心臓検診(一次) 尿検査(一次) 結核検診、視力検査
5月	中間考査(1・2年) 実力考査(3年) 授業参観 評価説明会、PTA総会	修学旅行(3年) 2年校外学習	心臓検診(二次) 尿検査(二次)、歯科検診 耳鼻科検診、聴力検査
6月	創立記念日(6月1日) 期末考査、進路説明会	合唱コンクール(1・2年) 生徒総会	眼科検診、脊柱側弯検査、 尿検査(最終) 飲料水・プール水質検査
7月	期末懇談 終業式 夏季休業		教室内空気検査 (ホルムアルデヒド)
8月	始業式 実力考査(3年) 課題テスト(1年・2年)		
9月	チャレンジテスト(3年) 中間考査	文化総合発表会	
10月	3年実力考査	体育祭 後期生徒会役員委員選出	
11月	期末考査 土曜参観	1年校外学習 生徒総会 オープンスクール	
12月	期末懇談 終業式・冬季休業		教室照度検査 歯科保健指導 薬物乱用防止教室
1月	始業式、実力考査(3年) チャレンジテスト(1・2年) 学年末考査(3年)	吹田市中学生の主張大会 クラブ体験(小6対象) 百人一首大会(1年)	教室内空気調査
2月	私立入試・入学説明会 公立入試(特別選抜) 学年末考査(1・2年) PTA指名総会	福祉体験(1年) 百人一首大会(2年)	
3月	公立入試(一般選抜) 卒業式 学年末懇談、修了式 春季休業	前期生徒会役員委員選出	

[5] 部活動(令和7年度実施状況)

文 化 部	運 動 部
美 術	女子バレーボール
家 庭	女子バスケットボール
写 真	ソフトテニス
合 唱	野 球
	男子サッカー・(※)女子サッカー
	陸上競技

※女子サッカー部は、本校が吹田市の拠点校として活動しており、他の中学校の生徒が入部し、練習に参加しています。

令和6年度より外部委託となっています。

[6] 欠席・遅刻・早退するとき

病気や忌引等で欠席・遅刻・早退等をする場合は、午前8時20分までにさくら連絡網にて学校へ連絡してください。

※午前8時20分以降は電話連絡してください。(電話:06-6871-0569)

[7] 中学校給食について

吹田市では、中学校給食を実施しています。この給食は小学校の給食のように全員が同じ給食を食べるのではなく、給食を希望する日を選んで1ヶ月ごとに申し込む「選択制」です。

(1) 給食内容

メニューは1種類で、主食(ご飯)、副食(おかず4~5品)、牛乳がつきます。民間の調理業者が自社の工場で調理し、ランチボックスに詰めて学校の配膳室に配送します。配送された給食は、4時間目終了後、配膳員が配膳室で注文した生徒に渡します。昼食後生徒はランチボックスを配膳室まで持っていきます。はし(日によってはスプーン)は、生徒各自が用意します。

(2) 給食費

1食340円(牛乳代49円を含む)です。前月15日までに、近くのコンビニエンスストアから専用の納付書を使って、10食(3400円+手数料122円)、20食(6800円+手数料122円)、30食(10200円+手数料122円)、40食(13600円+手数料122円)、60食(20400円+手数料122円)のいずれかの単位で納付します。事前に納付しないと給食の予約はできません。納付の2日後から予約することができます。なお、この払込みはその月に使い切らなくても卒業時または転出時まで繰り越しになりますので、今月10食、翌月5食、翌々月5食などの使い方もできます。

(3) 申込方法

①「吹田市中学校給食登録申請書」を教育委員会保健給食室に提出します。

(これはいつでも、随時出すことができます。また、学校でも受け付けます。用紙は教頭又は担任へ申し出てください。)

②提出した方には、給食の予約に必要な「インターネット認証情報通知書」「マークシート」「納付書」「献立表」が自宅に送られてきます。

③ 予約方法

☆マークシートの場合・・・予約したい日の前月15日までに、学校の配膳室のマークシート予約ボックスに入れてください。

☆インターネットの場合・・・パソコン・携帯電話・スマートフォンのインターネットを通じて「吹田市ホームページ」→「学校・教育」→「学校給食・中学校給食予約システムへ」にアクセスするか、直接<http://www.chugakukyu-suita.jp> にアクセスして予約することができます。予約したい日の前月20日までに予約してください。このページでは、自分の予約状況や給食費の残高なども確認することができます。

(4) 給食の受取り

①予約した生徒には、毎月下旬に翌月分の食券を配膳室で配付します。

②生徒証明書を配膳員さんに示し、食券と給食を引き換え教室で昼食をとります。

③昼食終了後、容器を配膳室まで持って行きます。

④全員揃っての給食ではないので、給食当番等はありません。

予約した個々の生徒が配膳室に受け取りに行き、食べた後自分で配膳室に返却します。

[8] 制服・体操服・持ち物など

制服・体操服等については、次の表のように定めています。

◆制服価格・特徴

冬服	価格(税込)	特徴
ブレザー(濃紺)	¥22,000	キュプラ20% / ポリエステル80% ボタンは「右前」「左前」の両方に対応
I型スラックス(濃紺)	¥14,500	ウール30% / ポリエステル70% 標準サイズ規格のワンタックスラックス
II型スラックス(濃紺)	¥14,500	ウール30% / ポリエステル70% スリムサイズ規格のノータックスラックス
スカート(濃紺)	¥14,500	ウール30% / ポリエステル70% ダブルプリーツ襷
I型長袖シャツ(白)	¥4,400	ポリエステル100% 標準サイズ規格のニットシャツ
II型長袖シャツ(白)	¥4,400	ポリエステル100% スリムサイズ規格のニットシャツ

夏服	価格(税込)	特徴
I型スラックス(濃紺)	¥13,800	トリアセテート20% / ポリエステル80% 標準サイズ規格のワンタックスラックス
II型スラックス(濃紺)	¥13,800	トリアセテート20% / ポリエステル80% スリムサイズ規格のノータックスラックス
スカート(濃紺)	¥13,800	トリアセテート20% / ポリエステル80% ダブルプリーツ襷
I型半袖シャツ(白)	¥4,200	ポリエステル100% 標準サイズ規格のニットシャツ
II型半袖シャツ(白)	¥4,200	ポリエステル100% スリムサイズ規格のニットシャツ

防寒用(オプション)	価格(税込)	特徴
セーター(濃紺)	¥5,000	アクリル70% / ウール30%
ベスト(濃紺)	¥4,400	アクリル70% / ウール30%

※ すべてのアイテムが丸洗対応となっております。

洗濯前に、絵表示タグ(ケアラベル)を必ずご確認ください。

◆体操服価格

品名	サイズ	価格(税込)	品名	サイズ	価格(税込)
トレシャツ (個人ネーム刺繍入)	SS~3L	¥4,400	半袖シャツ (個人ネーム刺繍入)	SS~3L	¥2,100
	4L~別寸	¥5,400		4L~別寸	¥2,150
スラックス (個人ネーム刺繍入)	SS~3L	¥3,750	ハーフパンツ (個人ネーム刺繍入)	SS~3L	¥2,550
	4L~別寸	¥4,750		4L~別寸	¥3,050
上履き	22.0~29.0	¥1,800			
体育館シューズ	22.0~29.0	¥3,000			

※上履き 指定色

令和8年度 入学生 66期生 青 (1年生)

令和7年度 入学生 65期生 黄 (2年生)

令和6年度 入学生 64期生 緑 (3年生)

◆制服 取扱い指定店

日本ユニフォーム株式会社(大阪市中央区)TEL 06-6231-6722

ワタナベ学生服店(吹田市出口町)TEL 06-6386-1152

◆体操服・上履き・体育館シューズ 取扱い指定店

アカデミー書房(佐竹台近隣センター内)TEL 06-6871-1278

営業時間:10時~16時 定休日:水曜日 日曜日 祝日

ワタナベ学生服店(吹田市出口町)TEL 06-6386-1152

8. 学校徴収金

保護者に負担いただく費用として、「学校徴収金等」(教材費・積立金・日本スポーツ振興センター掛金・生徒会費・PTA 会費)があります。学校徴収金等は、各学校が購入する教材等を定めるため、各学校が納入金額を決定します。

学校徴収金等は、口座振替(自動払込)により、吹田市教育委員会に納入していただきます。(学校に現金を持参しても納入できません。)

▶ 学校徴収金等の納期

期別	口座振替日(納入期限)	再振替日
第1期	5月25日	6月15日
第2期	6月25日	7月15日
第3期	9月25日	10月15日
第4期	11月25日	12月15日
第5期	1月31日	2月20日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

▶ 学校徴収金等の納入金額

1年間に必要な金額を第1期から第5期までの5回に分けて納入していただきます。1年間の納入金額の目安は次のとおりです。(詳細は4月下旬にお知らせします。)

- ① 教材費 約24,000円(学年により異なります。)
- ② 積立金(1・2年生のみ) 1年生36,000円、2年生40,000円
- ③ 日本スポーツ振興センター掛金 460円
- ④ 生徒会費 2,400円
- ⑤ PTA 会費 1家庭につき3,600円

※口座振替手数料は、保護者負担です。(手数料の額は取扱金融機関により異なります。)

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、払込取扱票を送付しますので、ゆうちょ銀行(郵便局)でお支払いください。(所定の手数料(5万円未満の現金窓口払いの場合313円)が必要です。)

▶ 取扱金融機関(口座振替を利用できる金融機関)及び口座振替手数料

銀行名	池田泉州銀行	北おおさか信用金庫	三井住友銀行	ゆうちょ銀行(郵便局)	りそな銀行
手数料					
口座振替手数料	11円	55円	11円	10円	11円

▶ 口座振替の申込手続き

※吹田市立小学校から進学された方で、小学校で「学校徴収金等」の口座振替を申し込まれている場合は、引き続きその口座から振替を行いますので、お手続きは不要です。

(1) 取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。

(取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。保護者名義の口座でなくても構いません。)

(2) ① Webでの申込み方法(池田泉州銀行はWeb申込みできません)

吹田市公式ウェブサイトの申込みページ(トップページ > 子育て・教育 > 学校 > 学校徴収金等 > Webでの口座振替の申込み)を開き、ページ下部のリンクから「Web 口座振替受付サービス」をご利用ください。(右の二次元コードからもアクセスできます。)



② 書面での申込み方法

所定の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、通帳と印鑑を持って取扱金融機関の窓口に行ってください。口座振替依頼書の用紙は、学校からお渡します。(金融機関の窓口にはありません。)

➤ 口座振替申込みの注意点

- 口座開設についての不明な点は、各金融機関にお問い合わせください。
- 兄弟姉妹が口座振替申込みを既に済ませている場合であっても、改めて口座振替の申込みが必要です。なお、兄弟姉妹と同じ口座を利用することは可能です。

❖ その他

- 口座振替は、一度申込みをされると、中学校卒業まで有効です。口座の変更を希望する場合は、上記「口座振替の申込手続き」を参照のうえ、変更後の口座につき改めて Web 申込みを行うか、変更後の口座のある金融機関に口座振替依頼書を提出してください。なお、変更申込の時期によっては、直後の口座振替が変更前の口座から行われることがありますので、ご注意ください。
- 転出、卒業などの時に残金がある場合は一括して登録口座に返金します。口座の解約を検討される際は、返金が完了するまで手続きをお待ちください。

9. 入学後の転出入の手続き

1. 転入

- (1) **吹田市外からの転入:** 保護者が、吹田市役所市民課又は各出張所で転入届を提出すると、「転入学通知書」が発行されますので、転入前の中学校が発行した「在学証明書」と「教科書給与証明書」を添えて本校にお持ちください。転居予定日の2週間前より手続きをすることができます。
- (2) **吹田市立中学校からの転入:** 保護者が吹田市役所市民課又は各出張所で転居届を提出すると、「転学(出)通知書」と「転入学通知書」が交付されますので、「転学(出)通知書」を在学期に提出してください。それにより、「在学証明書」と「教科書給与証明書」が交付されますので、「転入学通知書」とともに本校にお持ちください。転居してから2週間以内に手続きをしてください。
- (3) **国外からの転入:** 保護者がパスポート及び印鑑を持参の上、吹田市役所市民課又は各出張所で転入届を提出すると、「転入学通知書」が発行されますので、その「転入学通知書」と前籍校の「在学証明書」及び「教科書給与証明書」を本校にお持ちください。

2. 転出

- (1) **吹田市外への転出:** 保護者が、吹田市役所市民課又は各出張所で転出届を提出すると、「転学(出)通知書」が交付されますので、本校に提出ください。本校では、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を交付しますので、転入先の市区町村役所で手続きののち、転入先の教育委員会が指定した学校に提出してください。転居予定日の2週間前より手続きをすることができます。
- (2) **吹田市内の他の中学校区への転出:** 保護者が吹田市役所市民課又は各出張所で転居届を提出すると、「転学(出)通知書」と「転入学通知書」が交付されますので、「転学(出)通知書」を本校に提出して下さい。それにより、「在学証明書」と「教科書給与証明書」を交付しますので、「転入学通知書」とともに転出先中学校にお持ちください。転居してから2週間以内に手続きをしてください。
- (3) **国外への転出:** 保護者が、吹田市役所市民課又は各出張所で国外移住届(転学届)を提出すると「転学(出)通知書」が交付されます。保護者はこの「転学(出)通知書」を本校にお持ちください。本校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」を交付します。

3. **本校校区内の転居:** 保護者が本校校区内で転居し、吹田市役所市民課又は各出張所で転居届を提出して下さい。本校への手続き等は特に必要ではありません。(後日、教育委員会学務課から本校に連絡があります。)

4. その他の転出・転入等につきましては、本校又は吹田市教育委員会学務課にお問い合わせ下さい。

高野台中学校 06-6871-0569

吹田市教育委員会学務課 06-6155-8195

10. 独立法人日本スポーツ振興センターについて

吹田市教育委員会では在学中におけるお子様の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害給付契約を結んでおります。これは、学校管理下において起きた災害や事故に関して、その治療費や見舞金の給付をすることにより、学校生活を円滑に運営することを目的としています。

1 掛け金

- ・生徒保護者負担額 460 円（緒費に含まれています）
- ・就学援助家庭 吹田市負担（年度末に460円が返金予定です）

2 給付対象

- ・学校管理下における外傷のうち医療を要するもの
⇒学校管理下とは・・・学校での学習中、登下校、休み時間、学校行事、部活動 など

3 医療費の給付範囲

- ・健康保険の医療給付の範囲を基準に「診療報酬点数」500 点以上の医療費について支給されます。
（500 点未満でも同じ外傷で連続して通院し、保険点数が合計 500 点以上になれば申請可能）

4 給付割合

- ・災害給付金は、患者負担額3割に医療費総額の 1 割が見舞金として加算され、合計 4 割支給されます。
- ・子ども医療、ひとり親家庭医療制度を使用されている方の給付割合は、自己負担額+総医療費の 1/10となります。

手続きの手順 …請求手続きは月ごとの申請となります。

- ① 学校から請求に必要な書類の入った封筒を受け取ってください。
- ② 受診した医療機関等に書類を提出し、証明を受けてください。
*健康保険が適用される受診が対象です。
*複数月にかかる場合は、療養月ごとの証明が必要です。
- ③ 「口座振込依頼書」「医療機関での自己負担額」「災害報告書」保護者記入のものを漏れのないように記入ください。
- ④ ②③の書類を学校に提出してください。
- ⑤ 審査の結果、給付金が振り込まれます。

※審査の結果、ケースによっては給付されない場合もあります。

11. 台風等接近時・地震発生時の対応

台風や地震などの非常災害が発生した場合は、以下のとおり対応していただきますようお願いいたします。また、報道機関などから情報の把握に努めていただきますとともに、生徒の安全確保にご配慮をお願いいたします。

◆ 台風等接近時の対応

- 1 前日に吹田市への大型で強い台風の直撃が確実となった場合、台風の規模・進路や接近の時間帯、交通機関の状況等の横断的な状況を踏まえ、暴風警報または大雨特別警報が発令される前に、教育委員会の判断による臨時休業に関して連絡があった場合は、速やかに適切な処置を講じます。
- 2 午前7時現在、吹田市や吹田市を含む北大阪に暴風警報または大雨特別警報が発令されている場合は、登校を見合わせてください。
- 3 午前9時までに吹田市や吹田市を含む北大阪の暴風警報または大雨特別警報が解除された場合は、すみやかに登校させてください。
- 4 午前9時現在で吹田市や吹田市を含む北大阪の暴風警報または大雨特別警報が解除されていない時は、臨時休校とします。
- 5 登校後に吹田市や吹田市を含む北大阪に暴風警報または大雨特別警報が発令された場合は、下校の措置をとります。

☆暴風警報または大雨特別警報以外の洪水・雷等の警報が発令された場合は、平常どおりの授業を行います。雨や雷がひどい時は登校を見合わせ、雨や雷がある程度おさまってから登校させてください。

◆ 地震発生時の対応

- 1 登校前に、吹田市地域に震度5弱以上の大規模地震(余震)が発生した場合は、学校は臨時休校とします。
- 2 登校後に、吹田市地域に震度5弱以上の大規模地震(余震)が発生した場合は、状況により《学校待機》または《下校》の措置をとります。

◆ 中学校給食の対応

- 1 午前7時の時点で、吹田市や吹田市を含む北大阪に暴風警報または大雨特別警報が発令されている場合、給食は中止になります。なお、午前9時までに吹田市や吹田市を含む北大阪の暴風警報または大雨特別警報が解除され、登校となった場合でも給食は中止となります。また、登校後、暴風警報または大雨特別警報が発令され、昼食を食べずに下校となった場合についても、調理された給食はキャンセルとさせていただきます。
- 2 給食が、中止になった場合の給食費は、翌月に残金を増やす方法で、(市)教育委員会保健給食室が処理をします。

12. 学校からのお願い

[1] 家庭での見守り

家庭と学校で成長を見守りましょう。

中学生の時期は、心身の発達が著しく、思春期特有の多感な時期を迎えて精神的にも不安定になる傾向があります。また、友達とのかかわりや社会とのかかわりが広がり、行動範囲も大きくなります。子供たちが健やかに成長できるよう、家庭と学校で見守っていくことが重要だと考えています。

★ご家庭では、次のようなことに留意をお願いします。

- ① 睡眠を十分にとり、朝食を食べて、元気に登校ができるように。
- ② 学校からの配付文書は、必ずその日に見せる習慣を。
- ③ 宿題を忘れないようにするとともに、毎日家庭で学習する習慣を。
- ④ 外出するときは、「誰と、どこへ、いつ帰る。」を合言葉に。
- ⑤ 不必要なお金や不相応な所持品を持たせないように。
- ⑥ 何か一つの役割を持って家庭の一員としての自覚を。

*学習面や生活面等で不安なことや心配なことがあれば、いつでも担任に相談してください。

*授業参観や学校行事、PTA行事等には積極的にご参加ください。

また、部活動の様子も見学してください。

特に、試合のときに応援していただくと生徒も顧問も励みになります。

[2] 来校される時

*行事や懇談等で来校される際は、上履き(スリッパ等)と保護者用名札を持参してください。名札は首から提げて着用してください。

*正門は、生徒が登校した後は閉めてかんぬきをかけています。

かんぬきをスライドさせて門扉を開けてください。

また、門扉を閉めた後は再度かんぬきをかけていただきますようお願いいたします。

(生徒の安全対策のため実施していますので、ご協力をお願いします。)

*校内での携帯電話による通話は、ご遠慮ください。

*自家用車でのご来校は、ご遠慮ください。

[3] 電話対応時間について

原則、平日の午前8時00分から午後5時00分

上記の時間以外は音声アナウンス対応です。留守番機能(録音機能)はありません。

【緊急時連絡先】グリーンホスピタルサプライ吹田 管制センター

電話 06-6318-9121

【受付時間】

平日 午後5時00分～翌 午前8時00分 及び 土・日曜日、祝日、年末年始などの終日

13. 困ったことがあれば

お子様のことで困ったことや悩みがあるときは、いつでも担任等に相談してください。

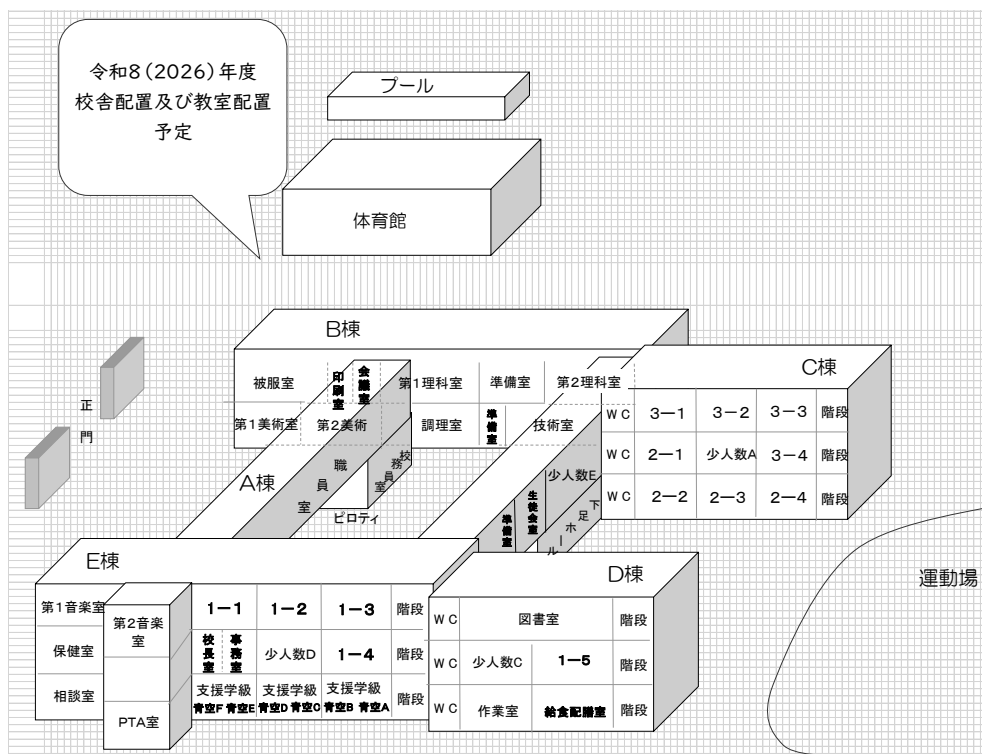
また、学校の相談室(P6)のほか、次のような相談機関もありますのでご利用ください。

名称	電話番号	相談日・時間・場所
吹田市立教育センター (いじめ、不登校、その他の教育相談)	06-6170-1579 06-6170-1582	月曜～金曜、 午前9時～午後5時00分 吹田市立教育センター (吹田市佐竹台1丁目6番3号)
吹田子ども家庭センター	06-6389-3526	月曜～金曜 午前9時～午後5時45分 吹田子ども家庭センター (吹田市出口町19-3)
すこやか教育相談 (大阪府教育センター内)	(生徒用) 06-6607-7361 sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp (保護者用) 06-6607-7362 sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp	月曜～金曜 午前9時30分～午後5時30分 大阪府教育センター (大阪市住吉区苅田4-13-23)

このほか、社会福祉士等の資格を有する専門職としてスクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)が学校に派遣されています。

家庭で困ったことや悩みがあるときは、SSWが家庭への適切な助言や、福祉機関等への連携等をサポートしますので、希望のある場合は、学校に連絡してください。

14. 教室配置図(予定)



15. 就学援助費制度について

吹田市では、学用品費や校外活動費など、学校で必要な費用の支払いにお困りの方に就学費用を援助する制度を実施しています。給付を希望される方は下記要領で申請してください。この制度には所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

詳しくはQRコードから、市就学援助 HP「小学校・中学校就学援助費制度について」を御覧ください。

申請時期・方法

一斉受付期間 | 令和 8 年 4 月 1 日(水)～ 5 月 25 日(月)

※ 一斉受付期間中の申請分は4月分から支給されます。一斉受付期間後も随時申請受付けますが、受付けた月からの月割支給(減額措置)となりますので御注意ください。受付期間は令和9年2月末日までです。



▲ 就学援助

やむを得ない場合のみ、窓口にて令和9年3月24日(火)(期限厳守)まで受け付けます。(電子申請不可)

- ① 電子申請 | 市 HP から24時間申請が可能です。メールアドレスの登録が必要です。
「@apply.e-tumo.jp」ドメインを迷惑メール設定の解除をお願いします。
- ② 窓口申請 | 平日の午前9時から午後5時まで
吹田市教育委員会 学務課(吹田市朝日町3番 吹田さんくす3番館4階)

医療券(医療費援助)交付について

就学援助認定世帯又は生活保護世帯の児童生徒が、下記疾病の治療のため医療機関を受診した際、医療券を医療機関に提出することで、医療費の援助を受けることができます。受診される前に、学務課に交付申請し、医療券の発行を受けてください。交付申請は①電子申請で受け付けます。

詳しくは就学援助 HP を御覧ください。

トラコーマ、結膜炎(アレルギー性は対象外)、白せん、かいせん(水虫)、膿かしん(とびひ)、
アデノイド、中耳炎(急性・慢性・滲出性を問わず)、慢性副鼻腔炎(急性・アレルギー性鼻炎は対象外)、う歯(虫歯)。健康保険診療範囲内に限る。歯磨き指導等の予防処置は対象外)、
寄生虫病(虫卵保有を含む)

新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

令和8年4月に吹田市立小中学校に入学を予定している児童の保護者に対し、新入学学用品費を入学前の3月に支給します。給付を希望される方は下記要領で申請してください。所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

小学校1年生予定児童

申請期間 | 令和8年2月1日(日)から2月28日(土)

①電子申請または②窓口申請で受け付けます。詳しくは市 HP を御覧ください。

中学校1年生予定児童(小学校6年生児童)

小学校6年生で就学援助費を受給している世帯が対象です。

◆お問合せ先: 吹田市教育委員会 学務課 電話 06-6155-8196(直通)

16. FAQ

1. 定期テスト

Q1-1 テストは年に何回ありますか？

A1-1 全学年……定期テスト(1学期中間・期末、2学期中間・期末、学年末)

3年生……実力テスト(5月、8月、10月から11月の間で1回、1月)

※3年生1学期中間は実施しません。

全国学力学習状況調査(4月)・チャレンジテスト(9月)

1・2年生…課題テスト(8月)、チャレンジテスト(1月)

今年度は、3年生で年間10回、1・2年生で年間7回でした。

今後は、時期も含めて変更することがあります。

Q1-2 テストの日に昼食は必要ですか？

A1-2 定期テストの時は、必要ありません。

ただし、最終日はテスト終了後、部活動があるので、部活動までの時間に余裕のない生徒は必要となります。部活動の開始時間に間に合う場合は、下校して昼食後再登校している生徒もいます。また、生徒会や系の活動などで昼食が必要になる生徒もいます。

その他の実力テスト等は、1日で5教科のテストを行いますので、昼食が必要です。

なお、定期テスト期間中は給食は実施していません。

Q1-3 テスト実施後に授業はありますか？

A1-3 テスト終了後、その当日に授業を行うことは基本ありません。

ただし、授業時数を確保する必要がある場合、テスト当日の1限目は授業を行い、2限目からテストを行うことがあります。また、テスト終了後に授業を行うこともあります。その場合は昼食が必要となります。

Q1-4 テストの結果はどのように連絡がありますか？

A1-4 採点終了後、生徒に答案用紙を返却しますので確認してください。

さらにテストごとに、テスト返却後「素点票」をお渡しします。

これには、テストを実施した教科ごとに、個人の得点と平均点を記載しています。

2. 短縮授業期間

Q2-1 授業が午前中となるのはいつですか？

A2-1 本校では、始業式及び終業式の日や1学期末、2学期末の懇談期間の日に実施しました。
この期間以外にも、授業が午前中となることがあります。

Q2-2 授業が午前中(4限目まで)の時は、昼食は必要ですか？

A2-2 4限終了後、終礼、掃除で下校になりますので、昼食は不要です。
ただし、午後から部活動や生徒会活動がある生徒は、昼食が必要です。
なお、給食は実施していません。

Q2-3 部活動はありますか？

A2-3 部によって異なりますが、午後から実施する部があります。

3. 部活動

Q3-1 部活動で全員が入部しなければならないのですか？

A3-1 いいえ。入部するのは希望者のみです。

Q3-2 部活動の活動日や活動時間は？

A3-2 活動日は部ごとに異なりますが、「高野台中学校 部活動に係る活動指針」に基づいて活動することとして
います。1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。以下同じ。)
は3時間程度とする。週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以
下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を
他の日に振り替える。)

Q3-3 夏休みや冬休みの活動時間は？

A3-3 A3-2の通り、学期中に準じた扱いをします。

Q3-4 中学校の部活動についてあまりわからないのですが

A3-4 部の顧問が、1学期中に「部活動説明会」を開いています。ここで、活動の様子などを伝えています。また、授業参観日にも部活動を見学することも可能です。詳細は部活動顧問までご確認ください。

4. 行事

Q4-1 「高中三大行事」ってどういうものですか？

A4-1 例年は、6月に「合唱コンクール」を9月に「文化総合発表会」、10月に「体育祭」を学校で開催しています。これらの学校行事を「高中三大行事」と称して、生徒が渾身の力を発揮しています。

「合唱コンクール」は音楽の授業の一環として、クラス合唱、学年合唱等を行いますが、令和6年度は1・2年生の実施となりました。

「文化総合発表会」は「総合的な学習の時間」の発表の場として、3年生の演劇、合唱部、写真部の発表や1年生の「SDGs」をテーマとした展示、2年生の修学旅行の事前学習等の取組の展示や舞台での発表、家庭科部、美術部などの部活展示、青空学級や教科(国語・美術・英語)による展示などを行いました。

「体育祭」は体育の授業として、クラス対抗で様々な種目を披露しました。

Q4-2 「高中三大行事」は保護者が参観することは可能ですか？

A4-2 ぜひご覧ください。本校では「高中三大行事」を授業の一環として実施しています。参観の際は、行事の進行や生徒の活動の妨げにならないよう、ご理解とご協力をお願いします。また、来校される際には、保護者用名札の着用や上ばきの持参等、ご注意ください。さらに、自動車の乗り入れは禁止しています。自転車やバイクは構いませんが、駐輪場が狭小のため、近隣の方はできるだけ控えてください。

5. 評価(成績)

Q5-1 評価や評定(成績)はどのようになっていますか?

A5-1

評価方法は、次のとおりです。

1. 通知表の、学期末及び学年末に記載する各教科の学習の記録の「評価・評定」は、それぞれの教科の評価規準に基づく「到達度評価」とします。
2. 各教科の「評価」は、「観点別学習状況」をそれぞれ三段階で評価します。
3. 各教科の「評定」は、「観点別学習状況」評価による評定と、「総合達成率」による評定をそれぞれ算出し双方を満たす評定を本評定として、5段階で位置づけます。
観点や評価規準につきましては、5月に評価・評定説明会を実施しますので、当日配付する「評価・評定に関する資料」を参考にしてください。
4. 評価・評定は、1学期のみ、2学期は1・2学期の合算で、3学期は通年(1・2・3学期)で決定します。

Q5-2 テストの点はすべて評価(成績)に反映されるのですか?

A5-2 テストは、A1-1にあるように、定期テスト(中間テスト・期末テスト)や課題テスト、実力テスト等がありますが、評価の対象としているのは、定期テストと課題テストです。ただし、定期テストと課題テストをどのように評価に反映させるかは、それぞれの教科で決定しています。

Q5-3 テストの点以外に評価の対象となるものはありますか?

A5-3 あります。授業での小テスト(確認テスト、単元テスト、復習テスト)、宿題やプリントや作品などの提出物、忘れ物や授業中の様子、実技教科では実技テスト、その他授業に関わるすべての要素が評価の対象となります。

ただ、それぞれをどのような割合で評価に反映するかは、それぞれの教科や学習した単元によって異なります。

A5-1にあるように、評価・評定説明会を実施しますので、当日配付する「評価・評定に関する資料」を参考にしてください。

6. 学校生活

Q6-1 帰宅後、学校に忘れ物をした場合、どのような服装で取りに行けばいいですか？

A6-1 放課後や休みの日でも、制服で登校してください。

Q6-2 制服など学校で決められているものはどこで買えますか？

A6-2 このハンドブックのP19に記載してある店で購入してください。

サイズ等によっては在庫がない場合もあるので、あらかじめ電話等で確認されることをお勧めします。また、制服については、Web オーダーサイトでの注文も行っております。詳細は、入学後お知らせいたします。

Q6-3 携帯電話やスマートフォンを持たせたいのですが？

A6-3 許可のない携帯電話（スマートフォン）を校内に持ち込むことは、禁止しています。

校内に持ち込む場合には手続きが必要です。担任に申し出てください。

7. 中学校給食について

A7-1 このハンドブックのP17をご覧ください。

ただし、午前 7 時から午前9時までの間に警報が解除された場合でも、当日の給食はありませんので、昼食を用意してください。

Q7-2 年度の途中から申し込みたいのですがどうすればいいのですか？

A7-2 このハンドブックのP17をご覧ください。まずは、担任に申し出てください。

※本校ハンドブック作成にあたり、下記の文献を参考にさせていただきました。

＊「片小ナビ～保護者のための片山小学校ガイドブック～」

大阪大学人間科学部・教育制度学研究室発行

＊吹田市立小学校～スクールガイド・入学案内・入学のしおり・入学説明会資料～

製 作

吹田市立高野台中学校
吹田市教育委員会 学校教育室

発 行

令和8年(2026)年1月26日

吹田市立高野台中学校